

長岡市福祉有償運送 ガイドライン

NPO法人等が移動制約者に対して行う自家用自動車による有償運送（以下「福祉有償運送」という。）について、安全及び旅客の利便を確保するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）その他関係法令等を遵守するとともに、長岡市におけるガイドラインを次のとおり定める。

1 運送主体

運送主体は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 福祉有償運送の実施について長岡市福祉有償運送運営協議会（長岡市福祉有償運送運営協議会開催要領により設置する協議会をいう。以下「運営協議会」という。）において合意に至っていること。
- (2) 市町村又は営利を目的としない法人であること。
- (3) (2)の「営利を目的としない法人」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号））
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
 - ウ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号））
 - エ 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号））
 - オ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号））
 - カ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号））
 - キ 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））
 - ク 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））
- (4) 福祉有償運送を行うことが法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。
- (5) 原則として長岡市内に本拠地を置く法人であること。

ただし、長岡市外に本拠地を置く法人については、2に規定する運送の対象者に該当する利用会員を擁し、3に規定する形態で運送する法人についてのみ、運営協議会において協議を行うことができる。

2 運送の対象者

運送の対象者について、次のとおり定める。

- (1) 長岡市に居住している者又は長岡市内の病院への長期入院や福祉施設への入所等の状態にある長岡市外の住民で、次に掲げる者のうち、単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難であって、運送主体に会員として登録された者及びその付添人とする。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定

する知的障害者

エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

オ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

カ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

キ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(2) 会員登録を行う際は、面談を行い、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書等により、(1)に該当することを適正に確認すること。

(3) 運送主体による運送の対象者の判断に疑義が生じるときは、運営協議会で協議を行うこと。

3 運送の形態

運送の形態について、次のとおり定める。

(1) 運送の発地又は着地のいずれかが長岡市にあること。

(2) 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスとするが、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること(以下「複数乗車」という。)ができるものとする。

4 運送対象の管理

運送対象を次のとおり適切に管理すること。

(1) 運送主体において、会員の氏名、住所、年齢、福祉有償運送を必要とする理由その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、個人情報保護の観点等をふまえ、事務所に備え置いて適切に管理すること。

(2) 運送主体は、長岡市及び運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

5 使用車両

使用車両について、次のとおり定める。

(1) 乗車定員11人未満の自家用自動車であること。

(2) 次に掲げるいずれかの設備を有する車両(以下「福祉車両」という。)を原則として1台以上備えるものとする。

ア 車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車

イ 車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

ウ ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

- (3) 精神障害、知的障害、内部疾患等の利用者の状況により、必ずしも福祉車両を必要としない利用会員のみを運送する運送主体は、福祉車両でないセダン型等の車両（貨物運送の用に供する自動車を除く。以下「セダン型車両」という。）のみで運行を行うことができる。

ただし、セダン型車両を使用する際は、9の(5)に規定する要件を満たす者が乗務すること。

6 車両の使用権限

使用する車両は、福祉有償運送を実施する間、運送主体が使用権原を有していること。

ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次に掲げる事項に適合することを要する。

- (1) 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- (2) 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- (3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

7 車両の表示等

車両の表示等について、次のとおり定める。

- (1) 次に定めるところにより、外部から見やすいように使用自動車の車体の両側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示すること。
 - ア 登録番号、「有償運送車両」の文字及び運送主体の名称を表示すること。
 - イ 文字は、車体の色に対し見やすい色を用いて、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとすること。また、文字の大きさは縦横5センチメートル以上とし、太く見やすい字とすること。
- (2) 登録証の写しを自動車に備えておくこと。
- (3) 旅客から収受する対価に関する事項を、旅客から見やすいように掲示すること。

8 車両の管理

車両の管理について、次のとおり定める。

- (1) 運送主体において、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。
- (2) 運送主体は、長岡市及び運営協議会から自動車登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

9 運転者の要件

運転者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 原則70歳以下の健康な者であること。ただし、運営協議会が認めた場合は、75歳を上限とすることができる。
- (2) 3年以上の運転経験を有していること。
- (3) 申請日以前2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。
- (4) 次に定めるところにより、移動制約者の輸送の安全の確保に関し十分な能力及び経験を有していること。
 - ア 普通自動車第二種免許を有することを努力目標とすること。
 - イ 普通自動車第二種免許を持たない者は、次に掲げるいずれかの講習等を受講すること。
 - (ア) 国土交通大臣が認定する講習
 - (イ) (ア)に掲げる講習に準ずるものとして国土交通大臣が認める講習等
- (5) セダン型車両を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、(1)から(4)に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させること。
 - ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。
 - イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。
 - ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- (6) 前各項の要件を満たしていない場合であっても、満たす見込み又は計画がある場合には、運営協議会において協議できるものとする。

ただし、運転者が運転業務を開始するまでに要件を満たしていなければならない。
- (7) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切なものを乗務させること。

10 運転者の管理

運送主体における運転者の管理について、次のとおり定める。

- (1) 運転者の氏名、住所、生年月日、健康状態、自動車免許の種類及び年月日並びに条件が付されている場合は当該条件、運転免許証の番号及び有効期限、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者台帳を作成し、事務所に備え置いて適切に管理すること。
- (2) 運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、2年間保存すること。
- (3) 作成番号、作成年月日、運送主体の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限、運転者が受講した講習及び資格等、並びにその他必要な事項を記載し、運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、旅客に見やすいように携帯又は掲示させること。

- (4) 乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。
- (5) 運転者に対し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）51条の16第2項の規定により適性診断を受けさせること。
- (6) 長岡市及び運営委協議会から運転者台帳及びその他記録等の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

1 1 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物500万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入しなければならない。

なお、福祉有償運送提供時の事故等を補償するものでなければならない。

1 2 運送の対価

- (1) 当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定すること。
- (2) (1)の「営利に至らない範囲」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1を目安にすること。ただし、運営協議会が認めた場合には、2分の1を超える運送の対価を設定することができるものとする。
- (3) 複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額又は平均乗車人数で乗車した場合の総額が、同一距離又は時間を運行した場合における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められること。ただし、運営協議会が認めた場合には、2分の1を超える運送の対価を設定することができるものとする。
- (4) 対価を事務所において公衆に見やすいように掲示し、旅客に対し適切な方法であらかじめ説明すること。

1 3 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

1 4 運行管理

運送主体は、次のとおり運行管理を行い、安全確保に努めること。

- (1) 運行管理に係る責任者（以下「運行管理責任者」という。）を選任し、運行の安全

を確保するための業務を行うこと。

なお、運行管理責任者の選任にあたっては、道路運送法施行規則第51条の17第2項に定める要件を満たすこと。

(2) 運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。

ア 10に定める運転者の管理を適切に行うこと。

イ 運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制を整えること。

ウ 各車両に乗務記録を配備し、運転者に運行状況（運転者の氏名、車両を識別できる表示、乗務の開始及び終了の地点、日時、主な通過地点、乗務した距離、事故又は異常な状態が発生した場合にあつてはその概要及び原因等）を適切に記録させ、1年間保存すること。

エ 体制の確保及び事故防止、安全確保について必要な研修等を計画すること。

1.5 整備管理

運送主体は、整備管理に係る責任者（以下「整備管理責任者」という。）の選任を行い、使用する自動車の整備管理を次のとおり適切に行うこと。

(1) 各車両に点検整備記録を配備し、整備管理責任者又は運転者が運行前に車両の日常点検を行うこと。

(2) 整備管理責任者は、これらの日常点検と併せて定期点検を確実に実施し、自動車の安全運行の確保に努めること。

1.6 事故対応

運送主体は、事故が発生した場合の対応に係る責任者（以下「事故対応責任者」という。）の選任を行い、次のとおり適切な体制を整えること。

(1) 事故対応責任者は、救急救命措置、続発事故を防ぐための措置、運行管理責任者、消防署及び警察署への連絡等の体制を整え、運転者に対して周知徹底を図ること。

(2) 事故が発生した場合は、発生日時、発生場所、当事者の氏名、概要（損害の程度を含む。）、原因、再発防止対策等を記録し、2年間保存すること。

(3) 事故が発生した場合は、長岡市及び運営協議会に速やかに報告するとともに、人身事故及び重大な物損事故については、新潟県並びに長岡市及び運営協議会に書面をもって報告を行い、再発防止に努めること。

(4) 自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に定められた報告義務を遵守すること。

1.7 苦情対応

運送主体において苦情を受理した場合は、次のとおり対応すること。

(1) 苦情内容の確認、状況の把握及び改善に向けた協議を速やかに行い、必要に応じて

苦情申し立て者及び利用会員に報告を行う等、再発防止に努めること。

- (2) 苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置、苦情処理を担当した者等を記録し、その記録を整理して1年間保存すること。
- (3) 福祉有償運送の実施体制に係るものや重大な事項に関する苦情を受理した場合は、長岡市及び運営協議会に報告を行うこと。

1 8 運送条件の確保

運送条件を常時確保するための体制が整っていることを確認するため、次のことを行う。

- (1) 長岡市及び運営協議会は、運送主体において利用会員、運転者の登録、運行管理等が適切に行われているかについて、監査を行うことができる。
- (2) 運送主体は、運営協議会が定める様式により、運営協議会に対して実施状況報告を行う。

1 9 法令遵守

許可を受けようとする者（法人にあつては役員全員とする。）が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当するものでないこと。

2 0 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

平成 19 年 8 月 制定
平成 25 年 5 月 一部改正
平成 26 年 5 月 一部改正
平成 27 年 4 月 一部改正
令和 3 年 3 月 一部改正